



平成 27 年 2 月 12 日

関東森林管理局様

栃木県矢板市塩田 229

株式会社林産商会

代表取締役 和氣正典

## 苦情申立書

- ① 申立てに係る措置  
指名停止 (1ヶ月)
- ② 申立ての趣旨及び理由  
別紙に記載



## 指名停止不当に係る理由

- ① 当社は、平成26年度景観形成伐採事業において、保護すべき樹木を伐採した。  
伐採箇所の調査は、塩那森林管理署の調査が行われていたが。  
誤伐を誘導するような調査であり、塩那森林管理署の過失は過大である。  
同事業箇所でも誤伐の誘導をしているような箇所がある。
- ② 当社が始末書を提出したのは、事実誤認で次長が提示した書類に印鑑を押した  
だけで、内容は良く読んでいない。
- ③ 当社の現場代理人が次長に聞き取りされた際は、誘導尋問で得た証言であり  
事実誤認である。
- ④ 今までに提出した始末書は塩那森林管理署を配慮して作成した始末書であり  
事実誤認である。  
事実はこの書面で理解できると思う。
- ⑤ 塩那森林管理署は以前から、事業箇所の区域表示をきちんとしておらず、  
誤伐がいつ起きても、おかしくない管理体制であり、過失を放置している。
- ⑥ 塩那森林管理署は、誤伐が起きた当初、なぜ誤伐が起きたのか検証する事無く  
当社に過失100%と決めつてしまい、謝罪にまで呼びつけた。  
当社は弁解の余地も無かった。
- ⑦ 今回の事件は当社が事業を受注出来ないようにする為の、罷の可能性がある。  
当社は以前から誤伐誘導箇所には、気が付いていた。  
完了検査も異常に厳しく、通常問題無い程度の事でも言いがかりをつけてくる。  
故意に評価点を下げようとしている。
- ⑧ 今後も請負事業を落札していくので、このような事で指名停止にされでは、当  
社は関東森林管理局と塩那森林管理署に泥で当社の名を汚された。  
関東森林管理局と塩那森林管理署の責任は重大。

以上

平成27年2月12日

関東森林管理局長様

栃木県矢板市塙田229

株式会社林産商会

代表取締役 和氣正典

### 苦情申立書（理由追加）

平成27年2月12月、指名停止の苦情申立てをしましたが、追加の理由があるので、追加で苦情申立書提出します。

自宅に帰り関東森林管理局のホームページの入札監視委員会の議事録を見て気になった事がある。

平成26年6月10日に、平成26年度造林請負事業（下刈外3）須賀川地区を落札率67.4%で落札した。

事業完了検査を受け、事業成績評定では4項目平均で66点（2項目は65点未満）の評定を受けた。（採点の根拠を知りたい）

65点以下だと、今後2年間造林請負事業が出来ないレベルなので、当社はそれ同然と言う評価になるが、当社はそんな酷い仕事はしない。

1度当社の仕事を、国民の皆様に見てもらいたい。

私はこの低い点数に、大変疑問を抱いた。

後で気がついたが、検査の時に検査官は必要以上に粗を探し、必要以上言いがかりをつけていた。

私も15年以上の経験があるので、何でこれでケチをつけられるのか疑問だった。

私も国有林で下刈の事業地を見てきましたが、当社の作業も十分に綺麗な仕事をしたつもりです。

塩那森林管理署管内での他の事業地の下刈作業はもっと雑で刈り残しも普通にある。（隣接の森林管理署管内では、地上40cm位で下刈してある）

下刈は通常刈り残しが多少あるのは普通です。（林業従事者なら普通分かる）

ところが塩那森林管理署の監督員と検査官は標準仕様書には1本残らず刈れ、のような感じであった。

除伐2類作業でミスマッチがあつても、塩那森林管理署の強引な命令に従い、誠実に作業を実施してきた。（監督員と当社作業員との間に行き違いがあり、両者の言い分は違い平行線のままであるが、当社は監督員の指示ミスと認識しているが、最後は当社が全部やり直しをさせられた）



監督員はケチはつけるが、区域表示は何の理由があるのか分からぬが、やつていないので誤伐が起きるか分からぬ状況はこの頃からあつた。

当社が誤伐して指名停止になる事を誘導していたのかも知れない。

当社及び代表者個人は都道府県の造林補助事業、市町村の造林請負事業で林業作業を施工しているが、ケチや言いがかりをこれほど付けられる事は無い。(市町村はお世辞で、褒めて下さる)

森林管理署は市町村に見習ってほしい。

後で気がついたが、監督員、検査官はケチを付け、粗を無理矢理探しそれを理由に、減点したんだと思った。

事業成績評定は噂では通常80点近く貰えるらしいです。

当社が異常に点数が低い。

私の予想では、事業成績評定で低い点数を付けて、落札率の低い業者は手抜き業者だという既成事実をつくって、入札監視委員会に納得させるのが狙いなのではないかと思った。

あげくの果てに、平成26年度景観形成伐採事業では、まぎらわしい表示及び困惑する区域表示をして、当社を誤伐に誘導して、指名停止に追い込んだ可能性がある。(経緯を見れば納得できると思う)

当社に手抜き業者、誤伐業者の汚名をつけ、国有林事業から追い出すのが狙いの可能性がある。

平成27年2月12日

関東森林管理局長様

栃木県矢板市塩田229

株式会社林産商会

代表取締役 和氣正典

### 苦情申立書（理由再追加）

指名停止要領を良く確認して分かったが、今回の案件は、  
物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領  
に基き措置を決定しなくてはならないが、当社は（過失による粗雑工事）  
で措置の処分がきまっている。

ところが、物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領には（過失による粗雑工事）は措置の対象に無い。

措置の対象に無いのに（過失による粗雑工事）で指名停止をしたのは、  
要領違反であり、この措置には重大な過失がある。

措置は無効である。

無理矢理言いがかりをつけて、当社に指名停止の措置をした事は絶対に許され  
ない事である。

当社を何としてでも、手抜き業者に仕立て上げたいのが、明白である。

関東森林管理局と塩那森林管理署の責任は、重大である。

以上



26関経第250号  
平成27年2月20日

栃木県矢板市塩田229  
株式会社林産商会  
代表取締役 和氣 正典 殿

関東森林管理局長

### 指名停止措置に係わる苦情申立て（回答）

貴社の平成27年2月12日付け「苦情申立書」に対し、以下のとおり回答いたします。  
なお、回答に不服がある場合には、関東森林管理局長に対して、書面により再苦情申立てをすることができます。その場合には、平成27年3月9日までにその旨を記載した書面を総務企画部企画調整課あて提出してください。

#### 1 回答

平成27年2月9日付け26関経第224号により通知した指名停止については、妥当であると考えます。

#### 2 理由

平成26年10月24日付けで貴社と関東森林管理局塩那森林管理署長が契約した「平成26年度景観形成伐採事業」においては、今回の誤伐のあった現地において、平成26年10月29日に貴社の現場代理人に対し塩那森林管理署の監督職員から白テープで表示した樹木を伐採することを指示しています。

現場代理人は、現地での作業を開始するにあたり、監督職員からの指示を思い出すことなく、また、監督職員へ確認することもなく誤った理解で作業を進めてしまったことが今回の原因であると判断します。

よって、今回の誤伐については、貴社の現場代理人の誤った対応により保残すべき樹木（ヒノキ生立木外119本、材積6.26m<sup>3</sup>）を伐採したものであることから、工事請負契約指名停止等措置要領（平成59年6月11日付け59林野経第156号）別表第1第2号（過失による粗雑工事）に該当するものです。

#### 3 苦情申立ての理由に対する説明

（1）「誤伐を誘導するような調査であり、塩那森林管理署の過失は過大である」について

誤伐のあった箇所については、毎木調査を実施し、間伐対象木には白テープを樹幹に巻いて表示をしていました。また、今回の誤伐のあった現地において、平成27年

10月29日に貴社の現場代理人に対して、塩那森林管理署那須森林事務所森林官等から白テープで表示した樹木を伐採することを指示しています。更に、平成26年1月3日に貴社が塩那森林管理署長に自主的に持参した貴社の現場代理人の署名のある始末書（別紙1）において、「白いテープの巻いてある木だけを切ると言うことを思いだすことなく、何の疑いも持たず間違った思い込みで作業を進めてしまったことが今回の不始末の原因」とされているところです。

以上のことから、今回の誤伐については、貴社の現場代理人の間違った思い込みで作業を進めてしまったことが原因であり、塩那森林管理署の過失は過大であるとの主張には同意できません。

なお、上記の始末書によれば、貴社の現場代理人は白いテープと白いチョークを勘違いして伐採したものであるが、毎木調査時に付した白いチョークのある樹木を伐採すれば当該箇所が皆伐状態になることは明らかであり、今回、貴社に発注した「平成26年度景観形成伐採事業」の事業内容が保育間伐であることを、貴社の作業員を指導する立場にある現場代理人が全く理解していないと判断せざるを得ないものであり、貴社の現場代理人の当該行為は、塩那森林管理署の調査を問題にする以前に「過失による粗雑工事」との判断を免れ得ないものであると考えるところです。

（2）「当社が始末書を提出したのは、事実誤認で次長が提示した書類に印鑑を押しただけで、内容は良く読んでいない」について

貴殿が平成27年1月13日に塩那森林管理署に来署され、署長室において、署長から始末書の内容として具体的な防止対策と今後の対応について盛り込むよう要請し、その際、参考までに始末書案を提示した上で、記載内容を説明し、会社として納得した場合には、後日提出するよう求め、貴殿の了解をいただいたところです。始末書については、7日後の平成27年1月20日に貴社から塩那森林管理署に郵送され受理したものであり、以上の経緯を踏まえれば、内容を良く読まず、印鑑を押しただけであるという主張は当たらず、また、貴殿の当該主張に關係なく、貴社の押印がなされ貴社から郵送されたものである以上、有効な始末書として判断するものです。

（3）「当社の現場代理人が次長に聞き取りされた際は、誘導尋問で得た証言であり事実誤認である」について

貴社の現場代理人に対する塩那森林管理署次長の聞き取りは、平成26年12月12日に貴社の現場代理人が来署した際に事実確認を行ったものであり、聞き取り内容については、主として、①現場代理人が誤伐に気付いた時期、②12月3日に持参した現場代理人名の始末書に記載された内容の2点を中心に確認を行ったものであり、何をもって誘導尋問となるのか不明です。また、その際、現場代理人からは自身に否があることを認め謝罪をしており、現場代理人の証言は事実誤認には当たらないものと判断するものです。

（4）「今までに提出した始末書は塩那森林管理署を配慮して作成した始末書であり事実誤認である」について

(1) 及び (2) で記したように、貴社の現場代理人名の始末書は、貴社が自主的に作成し持参されたものであり、また、貴社名押印の始末書は、内容を承知した上で押印して提出されたものと判断できるものであることから、塩那森林管理署を配慮して作成したものかどうかに關係なく、内容が事実誤認であるとの貴殿の主張には根拠がないものです。

(5) 「塩那森林管理署は以前から、事業箇所の区域表示をきちんとしておらず、誤伐がいつ起きても、おかしくない管理体制であり、過失を放置している」について

塩那森林管理署においては、従来から事業の発注に当たって、必要な区域表示は適正に行っており、これまでに誤伐は発生していないところです。また、仮に区域表示が不明確な箇所があった場合には、請負者は監督員に確認し監督員の指示を受けるべきと考えます。

(6) 「塩那森林管理署は、誤伐が起きた当初、なぜ誤伐が起きたのか検証する事無く当社に過失 100% と決めつてしまい、謝罪にまで呼びつけた」について

今回の誤伐については、平成 26 年 12 月 1 日午前 8 時頃に貴社の現場代理人から那須森林管理事務所森林官に誤伐を行った旨の電話があり、当該森林官は塩那森林管理署に連絡して、当日の午前 11 時 30 分頃から午後 1 時 30 分頃まで、現地において、現場代理人立会いの下、塩那森林管理署総括森林整備官外 3 名の職員が現場確認を行い、状況の把握等に努めたところであり、塩那森林管理署の対応は適切なものであったと判断しています。

また、同日夕刻に行われた総括森林整備官から貴殿への電話については、誤伐に至った顛末等についてきちんと説明した方がよいのではないかと伝えたものであり、過失を決めつけたものでも謝罪に呼びつけたものでもないものと判断したところです。

(7) 「今回の事件は当社が事業を受注出来ないようにする為の、罷の可能性がある。当社は以前から誤伐誘導箇所には、気が付いていた。完了検査も異常に厳しく、通常問題無い程度の事でも言いがかりをつけてくる。故意に評価点を下げようとしている」について

根拠が示されておらず回答のしようもありませんが、塩那森林管理署において誤伐を誘導した事実はありませんし、また、事業完了検査に関しても、基準に照らして適正に行われているところであり、貴殿の主張には同意いたしかねます。

(8) 「苦情申立書（理由追加）」について

本件申立ては、事業成績評定に関する苦情申立てであり、今回の誤伐に係る指名停止とは直接関係するものではありません。

なお、事業成績評定に関しては、「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について」（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 林国業第 244 号 林野庁長官通知）に基づき、事業成績評定通知書を受けた請負者は、通知を受けた日の翌日から 14 日以内に、書面により、評定通知書を通知した地方支分部局の長に対して、評定の

内容について説明を求めることができることとなっています。

(9) 「苦情申立書（理由再追加）」について

本件申立て中の「今回の案件は、物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づき措置を決定しなくてはならないが、同要領にない（過失による粗雑工事）を理由に指名停止したのは要領違反であり、この措置には重大な過失がある」については、「造林事業及び素材生産事業請負契約に係る指名停止等の措置について」（平成24年9月25日付け24林国管第80号林野庁長官通知 別紙2参照）の施行に伴い、造林事業及び素材生産事業請負契約に係る指名停止等の措置を講じようとするときは、「工事請負契約指名停止等要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）を準用して行うこととされたところであり、今回の指名停止についてもこれに基づき措置したところです。

担当：経理課 契約適正化専門官 木村（電話：027-210-1149）

企画調整課 監査官 武藤（電話：027-210-1151）

平成26年12月2日

塩那森林管理署 署長様

株式会社 林産商会

## 始末書

私はこのたび、除伐作業において重大な不始末を犯しました。  
これは、職務に対する私の軽率な姿勢が原因であることは言うまでもありません。  
塩那森林管理署 那須森林事務所の皆さん方、その関係各位に対し心からお詫び  
申し上げます。

今回の不始末の原因と対策を以下に御報告致します。

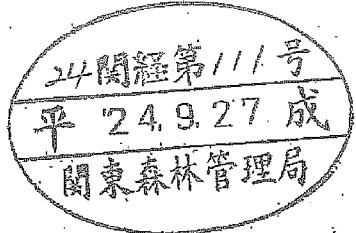
### (原因)

- 1、白いテープだけで切るのは認識していましたが、最初始めた場所で白いテープと白いチョークを確認し、白いチョークの木の下に白いテープが落ちていて、近くのヒノキに白いテープと白いチョークが無かったので何も無いのが残す木と思いこんでしました。
- 2、白いテープの巻いてある木だけを切ると言うことを思いだすことなく、なんの疑いも持たず間違った思い込みで作業を進めてしまった。

### (今後の対策)

- 1、現場確認の立会では、必ずメモを取る。
- 2、疑問に思った事は、すぐに監督職員に相談する。
- 3、経験の少ない作業の場合は、上司、同僚に相談する。

今後は、職務とその責務について強く自覚を持ち、二度と同じ過ちを繰り返さない  
よう誓います。



別紙2

24林国管第80号  
平成24年9月25日

関東森林管理局長 殿

林野庁長官

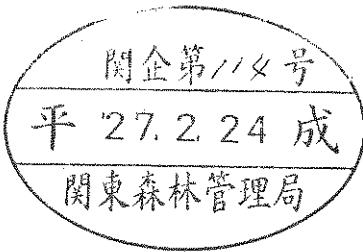
造林事業及び素材生産事業請負契約に係る指名停止等の措置について

国有林野事業において、造林事業及び素材生産事業請負契約に係る指名停止等の措置を講じようとするときは、「物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成10年1月14日付け9林野政第890号林野庁長官通知）及び「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領の運用について」（平成10年1月14日付け10-1林政課長通知）に基づき行っているところであるが、指名停止等の措置要件の明確化を図るため、今後は、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）及び「工事請負契約指名停止等措置要領の運用について」（平成6年5月30日付け6-3管理課長通知）を準用して行うこととする。この場合において、「工事」とあるのは「造林事業及び素材生産事業」と、「施工」とあるのは「実施」とそれぞれ読み替えるものとする。

なお、貴管下関係機関の長に対しては、貴職から通知されたい。

（担当：管理課会計調達班支出負担行為係）

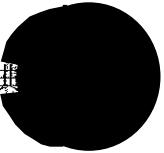




平成 27 年 2 月 24 日

関東森林管理局様

栃木県矢板市塩田 229  
株式会社林産商会  
代表取締役 和氣正典



## 再苦情申立書

- ① 申立てに係る措置  
指名停止 (1ヶ月)
- ② 申立ての趣旨及び理由  
別紙に記載



## 指名停止不当に係る理由（再苦情の申立て）

事前に主張する事がある。

1、事実誤認を主張しているのに、当社と塩那署を同時に呼び、

事実の確認をしないのは、事実を調査する考えが全然無い事がはっきりわかる。

事実が分かれば、都合の悪い事が明らかになるので、隠蔽しようとしている事が良く分かる。

2、関東森林管理局が塩那森林管理署から聞き取りした事には、多くの虚偽がある  
当社の主張と食い違う事が多い。

しかし関東森林管理局は、当社の主張を聞き入れず、身内の塩那森林管理署の  
言い分を全て聞き入れ、当社の言い分は1つも聞き入れない。

身内の擁護ばかりしていて、妥当な判断をしようとしてない。

3、塩那森林管理署の次長に真実を明かすメールを送っているが、それについては一  
切触れられていない、やましい事を隠蔽したい事が良く分かる。

4、回答書に良く確認できないとかあるが、確認するつもりが無いように感じ  
られる。

しっかりやって頂きたい。

5、関東森林管理局と塩那森林管理署は何1つ過失を認めようとしない。

## 再苦情の申立て理由

① 苦情申立ての理由に対する説明が不十分である。

（1）と（2）の回答は、当社と塩那署と同時に呼びつけ同時に聞き取りすれば  
事実ははっきりする事なのに、関東森林管理局は事実解明を怠慢している。  
これでは真実は分からるのは当然である。

塩那森林管理署の職員が当社現場代理人に10月29日にいろいろ説明をしたよう  
な事を言っているが、当社の現場代理人は塩那森林管理署の職員と一切会話をして  
いない。代表取締役が立会をしているので、現場代理人は何1つ会話をしていない。  
行き違いはこの辺で発生している。

行き違いで発生した伐採なら、軽度な過失か過失では無い。

行き違いと過失は違う。

- ② (3) と (4) の回答ですが、代理人の名前で始末書が提出されているが、あれは私が作ったものであり、代理人にはあれで納得してもらいました。  
あの始末書は事実と異なります。  
理由は、塩那森林管理署の業務 G 総括が謝罪に呼びつけたので、事実誤認の始末書を持って行きました。  
顛末の説明に呼びつけられたら、始末書は持って行きました。  
謝罪もしました。  
業務 G 総括が謝罪に来たほうが印象いいと言うから行っただけです。  
3日以内に真実の顛末書を提出し、以前の始末書を返却して頂きます。  
真実が明らかになると思うので、返却出来ない理由は無いと思います。  
誘導尋問は、私が真実のメールを送った後に、[ ] が次長と面談した際に、  
私は、真実の確認をするのに行かせたのに、次長はこの始末書は事実ですかと聞いたようだ。  
私は真実を言っているのに、その確認をしないで都合のよい誘導尋問をした。  
局は次長から聞き取りを、したのかも疑問である。  
次長は真実を隠蔽した。  
局は隠蔽を調査するつもりも無い。  
根拠が無いなら、局が真実を調査するべき。
- ③ (5) の回答ですが、塩那森林管理署は事業個所での区域表示であるが、  
区域表示をしっかりしていると言うなら、後日写真を送付する。  
事業地を案内するので1度来てもらいたい。  
現地と図面がかなり相違していて、とても分かりにくい。  
相違がすごく、自分がどこにいるのか分からない位、相違している場所がある。  
机の上で仕事している人には理解できるか分からないが、理解出来ないなら  
現場を1度見るべき。
- ④ (6) の回答ですが、顛末の説明をするなら、なんで代表取締役を名指しで呼びつけたのか？  
代表取締役は当時現場に居なかったのに、状況の良く分かる現場代理人と  
作業員を呼んだほうが、最善だったはず。  
顛末の状況で、始末書を受け取ったならば、顛末が確定した時に受け取ればよいではないか。  
名指しで代表取締役を呼びつけた意味が不明。  
現場の指揮権限は、現場代理人にある。

- ⑤ (7) の回答ですが、今になっては反論が出来ません。  
今後は適切な時に説明をしっかりと求めます。  
その時はしっかりと、回答をお願いしたい。  
完成検査は適正に行っていると回答しているが、今後事業個所で  
検査不適合箇所を見つけたら写真を撮って、回答を求める。  
採点方法をきちんと開示出来る体制が無ければ、役所のサジ加減で採点されて  
しまう。  
今度からは採点を受けたら、きちんと説明を出来るように御指示頂きたい。  
毎回説明を受けるように心がけます。
- ⑥ (8) の回答ですが本件に関連する事件として、申出ましたが  
適切な時にしっかりと説明を求めます。  
その時はしっかりと回答をお願いしたい。
- ⑦ (9)の回答ですが、公表されていない書類で指名停止が出来る事を疑問に思う。  
指名停止の要領を変更すれば問題無いのに、それを拡大解釈して無理矢理運用  
している林野庁と関東森林管理局の行政運営に疑問を感じる。  
この様な行政運営で発令された措置は、有効なのか司法の判断を受けてみたいもの  
である。
- ⑧ 入札監視委員会の意見を聞く際には、前回の苦情申立ての書類も全部提出して  
意見を聞くべきである。
- ⑨ 入札監視委員会の意見を聞くまでに、指名停止の期間は過ぎてしまうが、  
指名停止の期間が過ぎたからといって、議論対象外と行った処理をしないように  
して頂きたい。
- ⑩ 入札等監視委員会はしっかりと、意見をして頂きたい。
- ⑪ 関東森林管理局から納得いく回答が頂けない場合は、調停及び訴訟での司法の助言  
及び判断を求めて行きたいと思う。

以上